

令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務を委託により実施するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務
- (2) 委託業務の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結した日から令和7（2025）年3月31日まで
- (4) 委託契約金額の上限
1,048,702円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止等の措置又はこれらの措置を講ずるに準ずる行為を行っていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に該当しない者であること。
- (5) 栃木県内に主たる住所をおく者であること。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和6（2024）年12月26日（木）
実施内容等に関する質問受付期限	令和7（2025）年1月7日（火）必着
質問に対する回答（ホームページ公表）	令和7（2025）年1月9日（木）予定
参加表明書等の提出期限	令和7（2025）年1月14日（火）必着
参加資格の確認通知	令和7（2025）年1月15日（水）予定
企画提案書等の提出期限	令和7（2025）年1月20日（月）必着
審査会	令和7（2025）年1月23日（木）予定
審査結果の通知・公表	令和7（2025）年1月24日（金）予定
契約の締結	令和7（2025）年1月31日（金）

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

本要領及び業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式1）により受け付ける。

- ① 提出期限 令和7（2025）年 1月 7日（火）必着
- ② 提出方法 電子メールにより、7に記載のアドレス宛て提出すること
- ③ 回答期日 令和7（2025）年 1月 9日（木）予定
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

(3) 参加表明書等の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により関係書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和7（2025）年 1月 14日（火）必着
- ② 提出書類 参加表明書（様式2）及び参加資格確認書（様式3）
- ③ 提出方法 持参又は郵送により、7に記載の提出先まで提出すること。
（持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで）

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 企画提案書等の受付

企画提案書は、業務委託仕様書を熟読の上、以下により作成・提出すること。

① 企画提案書の作成

ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はない。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、必ず次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

（ア）業務の実施方針

（イ）実施計画及びスケジュール

仕様書に基づき、①アドボケイトの確保・養成、②意見表明等支援の実施、③周知啓発の実施等に係る実施計画と、事業全体のスケジュールを明記すること。なお、①については、確保を想定しているアドボケイトの概要（性別、年齢、職業等）及び確保から養成（研修受講）までのスケジュールを必ず記載すること。

（ウ）業務遂行人員体制

仕様書5(2)の職員について、配置を予定している職員の経歴、資格等を明記すること。

（エ）情報セキュリティ、個人情報保護対策

（オ）類似事業の実績

（カ）見積額（総額及び内訳を明記すること）

ウ 令和7（2025）年度以降も継続して事業を実施することを想定した提案とすること。

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本6部とする。

なお、審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

カ 企画提案書の提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（消費税等も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

- ② 提出期限 令和7（2025）年 1月20日（月）必着
- ③ 提出書類 企画提案書（正本1部、副本6部）、見積書（正本1部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで）
- ⑤ 注意事項
 - ア 企画提案書は、提出期限後の追加・修正・差し替えは一切認めない。
 - イ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ウ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
 - エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となり、開示することがある。

4 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

別に定める審査委員会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書を総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。

応募申請が1者の場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て文書で結果を通知するとともに、栃木県公式ホームページ上に公開する。

(4) その他

審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行い、協議が整った場合委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容について追加、変更又は削除を求めることがある。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合は、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

6 その他

(1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は日本円とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 次の場合は失格とする。

① 応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

② 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合

③ 見積書の金額が、1(4)の委託上限額を超える場合

④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合は、企画提案書にその旨明記すること。

(6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

7 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 (栃木県庁本館 5階)

栃木県保健福祉部こども政策課 児童家庭支援・虐待対策担当

電話 : 028-623-3061 FAX : 028-623-3070

E-mail : jidokateishien@pref.tochigi.lg.jp